

同意案第 1 号

木古内町教育委員会委員の任命について

木古内町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

住 所 木古内町字木古内 81 番地の 5

氏 名 ます の のぶ お
氏 名 舛 野 信 夫

生年月日 昭和 19 年 9 月 1 日

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

同意案第 2 号

木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

木古内町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

住 所 木古内町字新道 104 番地

氏 名 すず き やす お
鈴 木 泰 男

生年月日 昭和 13 年 5 月 8 日

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

報告第 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度に算定したそれぞれの比率について、別紙のとおり報告する。

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.7	67.2
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※ () は早期健全化基準。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
国民健康保険病院事業会計	—	
介護老人保健施設事業会計	—	
下水道事業特別会計	—	